

3 在宅医療と介護の連携推進

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれる中、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むには、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ることが重要です。

県は、次の項目により、在宅医療と介護の連携推進に向けた取組みを進めていきます。

- (1) 在宅医療の提供体制の推進
- (2) 在宅医療と介護の連携支援
- (3) 訪問看護サービス提供体制の充実
- (4) 口腔ケア・栄養管理の推進

(1) 在宅医療の提供体制の推進

現 状

- 県は、高齢者とその家族の希望に応じ、地域で安心して療養生活を営むことを可能とするため、市町村、医師会など関係機関とともに、在宅医療に取り組む医療関係者の確保や資質の向上を図る取組み等により、在宅医療を推進しています。
- 県は、医師会を拠点とする多職種連携体制の構築など、関係機関が行う在宅医療提供体制の充実・強化につながる取組みに対して支援を行っています。
- 県は、関係機関との協議のもと、在宅医療の推進に向けた取組みを進めるため、二次保健医療圏ごとに在宅医療専門部会を開催しています。

課 題

- 2016 (H28) 年 9 月に策定した山形県地域医療構想では2025 (R7) 年まで在宅医療等需要が増加することが見込まれており、在宅医療提供体制に求められる「退院支援」、「日常の療養生活」、「急変時の対応」及び「看取り」の4つの機能全てにおいて更なる充実・強化が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症流行下に対応できる在宅医療提供体制の整備が必要です。

深化・推進のポイント

- 需要増に対応するための在宅医療提供体制の充実・強化

施策の推進方向

- 県は、関係機関とともに、在宅医療に取り組む医師など医療関係者の確保を進めるとともに、関係機関による医師を中心とした多職種連携体制の構築などに対する支援を行い、在宅医療提供体制の充実・強化を図ります。
- 県は、関係機関とともに、感染症流行下の在宅医療提供における感染対策の徹底や関係機関間の連携強化など、感染症流行下でも引き続き安心して在宅医療の提供を受けられる環境整備を進めます。

評価目標

評価目標項目	現状 2017 (H29) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
訪問診療の実施件数 (訪問診療を受けている患者数)	8,893件/月	9,671件/月	9,931件/月

(2) 在宅医療と介護の連携支援

現 状

- 高齢者が地域で安心して療養生活を営むためには、在宅医療と介護の連携を推進し、在宅医療と介護の切れ目のない提供体制を構築することが必要です。
- 2014(H26)年の介護保険法の改正により、市町村において、地域支援事業による在宅医療・介護連携推進に向けた取組みを実施することが義務付けられました。
- 県は、これまで、市町村に対する伴走型のきめ細かい支援、関係者への研修会の実施及び在宅医療・介護連携拠点（以下、「連携拠点」という。）の設置支援、各保健所による広域的な入退院ルールの検討などに取り組んできました。

課 題

- 市町村における在宅医療・介護連携推進に向けた取組みについては、進捗状況に差が生じており、在宅医療・介護の関係者間の連携が十分に進んでいない市町村もあります。
- 現在すべての市町村において連携拠点が設置されていますが、設置された拠点が効果的に機能するための取組みが必要です。
- 現在県内4地域ごとに入退院調整ルールが策定されていますが、地域の医療・介護関係者間による効果的な運用を行うことが必要です。

深化・推進のポイント

- 在宅医療・介護の関係者間の連携強化

施策の推進方向

- 県は、市町村が医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーションの提供に当たる理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士又は歯科衛生士等の医療関係職種と社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、地域包括支援センターの職員等の介護関係職種との連携を強化し、円滑に在宅医療・介護連携推進事業の取組みを実施できるよう、地域の実情を踏まえた伴走型のきめ細かい支援を行っていくとともに、先進事例の提供などを通じて市町村の取組みを支援します。
- 県は、在宅医療・介護連携拠点の職員の資質向上及び情報共有に向けた研修会等や意見交換会等を開催し、市町村が設置する連携拠点の機能強化を図ります。
- 県は、策定された広域的な入退院調整ルールの評価・再検討を通して地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援することで、関係者間の連携強化を進めます。

(3) 訪問看護サービス提供体制の充実

現 状

- 訪問看護サービスは在宅医療を支える重要なサービスです。本県に設置されている訪問看護ステーション事業所数は、2020(R2)年10月1日現在、74事業所（うち休止事業所が2事業所）となっています。
- 県は、これまで、訪問看護サービスの提供体制の整備のため、訪問看護ステーション空白地の解消、相談窓口の設置、管理者研修会等の訪問看護事業者への支援事業及び訪問看護の担い手創出事業を実施してきました。

課 題

- 県内の訪問看護ステーションは、看護職員の常勤換算数が5名未満の小規模な事業所が多く、在宅看護に携わる看護職員の育成や夜間対応を含めた質の高いサービス提供に課題があります。
- サービスの担い手である訪問看護師について、2025(R7)年の推計値で912人の需要があるのに対し、2018(H30)年末時点での就業者数は366人となっており、将来的な供給不足も見込まれます。
- より質の高いサービスを安定して提供するためには、医療、介護、教育等関係する分野と連携し、対応策を検討したうえで、課題の一元的、総合的な解決を図る必要があります。

深化・推進のポイント

- 訪問看護サービス提供体制の拡充

施策の推進方向

- 県は、訪問看護師の育成や在宅療養者へのサービス利用の情報提供などを一元的、総合的に行う拠点として「訪問看護総合支援センター（仮称）」を設置します。
- 県は、事業者及び訪問看護師からの相談窓口の設置、管理者研修会の開催等により、訪問看護サービス事業者の事業継続・規模拡大を支援します。
- 県は、訪問看護師のスキルアップを目的とした研修会の開催を支援し、訪問看護の質の向上を図ります。
- 県は、訪問看護に関心のある病院看護師や潜在看護師等を対象とした事業所での体験型研修を支援し、訪問看護師の担い手創出を図ります。
- 県は、事業所内で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、サービス提供が困難になった訪問看護事業所に対して、他事業所から応援職員を派遣し、サービス提供を維持するための訪問看護事業所間ネットワークを構築します。

(4) 口腔ケア・栄養管理の推進

現 状

- 県は、2011(H23)年度から、山形県歯科医師会館内に在宅歯科医療連携室を設置し、一般相談の受付や訪問歯科診療所の紹介、医療や介護等の関係者との連携調整を行っています。
- 県は、市町村が実施する自立支援型地域ケア会議に管理栄養士や歯科衛生士、リハビリテーション専門職等を派遣し、高齢者の生活の質の向上に資する助言を行っています。

課 題

- 高齢者の身体機能及び生活の質の維持・向上には、口腔機能の管理を含む口腔ケア・栄養の管理が効果的であるという認識がまだ低い状況です。
- 病院や介護老人保健施設内での口腔ケア管理が、在宅に移行した後、継続できていない事例が見受けられます。
- 高齢者の在宅療養生活の質を高めるためには、在宅医療を提供する医師や訪問看護師に加え、歯科医師、歯科衛生士等の口腔ケアに関わる歯科専門職、介護支援専門員などの介護専門職、また管理栄養士等の栄養に関わる専門職の適切な支援と連携した取組みが重要です。

深化・推進のポイント

- 口腔ケア・栄養管理への理解促進
- 質の高い在宅支援に向けた多職種連携体制の強化

施策の推進方向

- 県は、在宅歯科医療連携室を中心に、在宅療養生活を送る高齢者やその家族に対し、口腔衛生状態及び口腔機能の維持・向上のための口腔ケアや栄養管理の重要性を啓発することで理解促進を図るとともに、医療従事者や介護従事者が適切な口腔ケアや栄養管理を行える体制整備を推進します。
- 県は、病院から在宅に戻る際の退院時カンファレンス等への歯科専門職の参加を促進するとともに、在宅において適切な口腔ケアと栄養管理を行うため、多職種による連携体制の強化に向けた取組みを進めます。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
訪問歯科診療件数 (月平均)	1,027件	1,250件	1,450件